

会 議 録		令和 7 年 7 月 17 日 作成	令和 11 年 3 月 末 日 廃 棄
会議名	京都府伏見警察署協議会（令和 7 年度第 1 回）		
開催日	令和 7 年 6 月 23 日（月曜日）		
時 間	午後 1 時 27 分から午後 3 時 27 分までの間（ 120 分）		
場 所	京都府伏見警察署 道場		
出席者	黒川会長、田中副会長、廣瀬委員、橋本委員、寺内委員、吉岡委員、川崎委員、 西田委員、佐藤委員、山本委員、小野委員、渡邊委員 （欠席 森田委員） 計 12 人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、 交通課長、警備課長、広聴相談係長 計 10 人		
諮 問 事 項	管内における犯罪情勢等について （悪質化する少年犯罪、国際電話利用休止など）		
会 議 内 容	1 会長挨拶司会 副会長 2 署長挨拶 3 警察署幹部自己紹介 4 協議会委員自己紹介 5 協議 (1) 諮問事項説明 管内における犯罪情勢等について～生活安全課長 【委員】国際電話利用休止手続は、利用者が固定電話を管理している会社に依頼すれば、一気に特殊詐欺グループのツールを奪い取ることができるものと承知するが、現状を説明願いたい。 【警察】固定電話管理会社による全固定電話への国際電話利用休止手続の実施は、諸事情から困難であるため、警察から皆さんに対して国際電話利用休止手続を呼び掛けている。特殊詐欺の犯人が接触方法として最初に使用する手段の 8 割が固定電話であり、特定した犯行利用電話番号の 7 割以上は国際電話が悪用されている。警察が国際電話利用休止手続の申込みを全面的に支援することにより、被害防止を図っているものと御理解いただきたい。実施中の国際電話利用休止の申込み支援を広く紹介していただきたい。 【委員】新たに固定電話を申し込む場合、「国際電話利用は望みません」という欄を設け、契約者がチェックすれば、おのずと被害防止が図られると承知する。		

会 議
内 容

国際電話利用休止手続の申込みをイベント化して実施すれば、利用休止手続の申込み者が増加するなど、効果が期待できるものと承知するが、今後の計画などを説明願いたい。

【警察】国際電話利用休止手続の呼び掛けは、各種防犯イベント会場などにおいて実施中である。引き続き、継続的に実施して特殊詐欺被害防止を図っていききたい。

【委員】地元では包括支援センターなどと連携し、高齢者宅への訪問活動を実施する立場にあるが、その際、本日、提供を受けた国際電話利用休止手続の案内チラシを配布活用したい。配布活用が可能であるか否か、また配布時の留意点があれば説明願いたい。

【警察】是非、国際電話利用休止手続の案内チラシを活用の上、地域で特殊詐欺被害防止の輪を広めていただきたい。手続に関する説明が必要となるため、記入後は直接、警察署又は最寄りの交番へ持参していただき、地域ぐるみで特殊詐欺被害防止の機運を高めていただけるとありがたい。

【委員】高齢者世帯の多くでは、いまだに固定電話の利用者が多いため、地域包括センターとの連携が効果的かと承知する。今後、連携予定などがあれば説明願いたい。

【警察】安全・安心な暮らしを維持するためには、皆さんの協力は欠かせないものと承知しており、各種関係団体と連携の上、特殊詐欺被害防止対策を図っていききたい。

【委員】国際電話利用休止手続の啓発の重要性を改めて認識した。当商店街には幅広い年齢層の方が買い物に訪れるため、国際電話利用休止手続の啓発活動に限らず、一層、各種啓発活動の場として活用していただきたい。今後の予定等があれば説明願いたい。

【警察】年金支給日などに併せて、防犯ボランティアと協働した各種啓発活動を実施予定である。引き続き地域住民の協力を受けながら、各種被害防止を図りたい。

【委員】携帯電話に対して、特殊詐欺に関連すると認める不審なメールが届いた場合の効果的な対策があれば、説明願いたい。

【警察】まず、不審なメールは開けないことが一番の対策であると承知する。心当たりのないメールを不用意に開けた場合、ウイルスに感染する可能性があるのと御理解いただきたい。不審電話には出ないようにするのと同様、不審なメールは開かず、迷惑メールとして削除処理するという対応が一番の適切な対策であると承知いただきたい。

【委員】自転車の施錠の励行は当たり前のことだと承知して盗難被害防止を図っている。また、居宅の窓にフィルムを施し、侵入被害防止を図っている知人がいるが、その効果などを説明願いたい。

【警察】被疑者は侵入に時間を要すれば要するほど、警察へ通報される危険性が生じるため、通報を恐れて侵入を諦める傾向がある。各種自主防犯対策も重要であると承知する。

会 議
内 容

【委員】我々、警察署協議会委員が、特殊詐欺被害防止の啓発を含めた大きな輪を広げることが大切であるということを改めて確認した。これからも、関係する多種多様なコミュニティを活用して、管内住民の安心で安全な暮らしを守る活動に参加して行きたい。警察署として委員に望むことを説明願いたい。

【警察】子供からお年寄りまでが、安全・安心に暮らしていける環境保持を図るため、本協議会における諮問事項などを地元で共有願いたい。

(2) その他

【委員】紙面及びテレビなどで、芸能人やスポーツ選手がオンラインカジノを利用し、検挙されているニュースを多く聞く。管内に限らず、京都市内には多くの学生が居住している。早期にオンラインカジノ対策が必要かと承知するが、取組状況などを説明願いたい。

【警察】非行防止教室など、各種の安全教室において、被害及び非行防止啓発を図っており、引き続き、関係機関と連携して実施するものと承知いただきたい。

【委員】自転車は運転免許証が不要なため、誰でも運転することができる。子供に対する自転車運転教室を実施されていることは承知するが、大人に対する自転車運転教室の実施予定などを説明願いたい。

【警察】従来から、高齢者に対する交通安全教育などを実施しているところであるが、今後も必要に応じて各種の交通安全教室を実施し、交通事故防止と円滑な交通環境の保持を図って行きたい。

【委員】自転車の危険行為はどのようなものであるか。また、違反した場合の処分などを教示願いたい。

【警察】自転車の危険行為は、現行、信号無視、通行禁止違反など16項目である。同危険行為を3年間に2回以上違反を繰り返した場合、自転車運転者講習の受講が命じられることとなる。命令に従わず、講習を受けなかった場合、罰金が科せられるものと御承知願いたい。自転車の安全な利用に努めていただきたい。

6 事務連絡

令和7年度第2回京都府伏見警察署協議会の開催は、9月下旬に実施予定である。

以上

第1回京都府伏見警察署協議会の開催状況

